

JOURNAL OF ECONOMICS  
ASIA UNIVERSITY

(KEIZAIGAKU-KIYO)

Vol. 47

March 2024

No. 1/2

ARTICLE

The Current Position of Japan's Capitalism

.....Hideyuki IBARAGI (1)

経済学紀要

第四七卷第一／二号

二〇二四年

亜細亜大学経済学会

亜細亜大学

経済学紀要

第47卷 第1/2号

論文

日本の資本主義の現在地点.....茨木秀行 (1)

経済学部経済社会研究所規約 (19) 亜細亜大学経済学会会則 (20)  
投稿規定 (21) 会員名簿 (22)

THE ECONOMIC SOCIETY OF ASIA UNIVERSITY  
TOKYO · JAPAN

亜細亜大学経済学会

〈論文〉

## 日本の資本主義の現在地点

茨木 秀行\*

### The Current Position of Japan's Capitalism

Hideyuki IBARAGI

#### Abstract

PM Kishida has put a priority on building a society based on “New Capitalism” as one of his policy objectives. Nonetheless, there has been little empirical analysis as to where Japan’s capitalism is currently positioned. This paper empirically clarifies the current position of the Japan’s capitalism among the existing varieties of capitalism in the developed countries and examines its implications for economic growth and income distribution. Based on the most recent data, the estimate using cluster analysis classifies the OECD member countries into several types of capitalism by types of the co-ordination in labor relations and corporate governance. It indicates that Japan can be categorized as liberal market economies (LMEs), in which many Anglo-Saxon countries are included. The result exhibits a sharp contrast to the existing studies, many of which have categorized Japan as coordinated market economies (CMEs) or Asian type economies. The empirical analyses suggest that LMEs are better positioned to promote innovation with stronger competitive pressure, but suffer from higher income inequality. Although Japan’s capitalism is characterized by company-led co-ordination in many social spheres including employment and social security, such a role of companies has diminished substantially since the burst of the bubble economy in the 1990s. Given the current situation, more universal design in economic and social systems less dependent on companies would be desirable for Japan.

#### 要 旨

岸田首相は「新しい資本主義」の実現を政策目標の一つに掲げているが、日本の資本主義が現在どのような立ち位置にあるのかについての検証は必ずしも十分になされていない。そこで、本稿では、国際比較により、現在の日本の資本主義の位置づけを実証的に検証し、それが経済成長や所得

---

\* 亜細亜大学経済学部教授

分配等に与える影響等を確認する。最近時点のデータを用いて、企業と金融、企業と雇用の関係を中心に OECD 諸国の資本主義を類型化すると、日本は、アングロ・サクソン系の国と同様の「市場調整型」のグループに分類される。この結果は、これまで多くの既存研究が日本を「コーディネートされた市場経済」あるいは「アジア型経済」に分類してきたことと大きな相違を示している。市場調整型の経済では、企業競争によるイノベーション促進効果が期待される一方、所得分配面では格差拡大の傾向がみられる。日本の資本主義は、雇用や社会保障などを含め「企業主導型」の調整様式を特徴としてきたが、1990年代のバブル崩壊後は、企業が果たす役割は大きく縮小している。こうした状況を踏まえると、企業に過度に依存しないユニバーサルな経済社会の制度設計が望まれる。

## 1. 多様な資本主義の類型と日本の位置づけ

岸田政権は2021年の発足時から「新しい資本主義」の実現を政策目標の一つに掲げており、2022年6月に「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」を策定し、2023年6月にはその改訂版をとりまとめた。岸田政権の「新しい資本主義」が何を目指しているかについては、実行計画の冒頭に記載があるが、これによれば、これまで主流であった「新自由主義」が市場競争を通じた成長の原動力となった一方で経済的格差拡大などの弊害ももたらしたとの認識を示した上で、それに代わる形で、市場で解決できない社会的課題を、「市場」も「国家」も両方が関わることで解決し、包摂的な経済成長を目指すものとされている。しかしながら、実行計画の策定にあたっては、日本の資本主義が現在どのような立ち位置にあるのかについての検証が必ずしも十分になされていない。そこで、本稿では、現在の日本の資本主義の位置づけを検証し、それが経済成長や所得分配等に与える影響等を確認する。

そもそも資本主義の様式は、アングロ・サクソン型とライン型と呼ばれる大陸欧州型では大きな違いがあるなど、多様な形式が存在することが古くから知られている。アルベールの『資本主義対資本主義』（1991）では、アングロ・サクソン型とライン型の2つの資本主義の類型を提示し、前者は市場経済が支配的であり、後者は非競争的協調の役割が大きいこと等を指摘している。また、90年代のバブル崩壊以前は、終身雇用や長期的な企業間取引などを特徴とする「日本的資本主義」がアングロ・サクソン型を凌駕するのではないかという議論が盛んに行われた時期もある<sup>1)</sup>。こうした中で、比較資本主義の包括的な経済分析フレームワークを示したのが、ホール＝ソスキスによる多様な資本主義（VOC: Varieties of Capitalism）アプローチである（Hall and Soskice（2001））。VOCアプローチの分析の基本的な枠組みは、資本主義を動かす中心的な役割を担うものとして「企業」を位置づけた上で、金融や労働など対外・対内的な関係者と企業との関係性に焦点を当て、企業がこうした諸関係者との「コーディネーション問題」をどう解決するかの様式の違いによって、各国の資本主義を類型化する。例えば、ホール＝ソスキス（2001）では、主要先進国について、

「自由な市場経済 (LMEs: Liberal Market Economies)」と「コーディネートされた市場経済 (CMEs: Coordinated Market Economies)」の2つに大きく分類している。前者は、金融や労働について短期スポット的な市場契約を特徴とし、アメリカやイギリスなどアングロ・サクソン系の国がこれに属する一方、後者は、金融や労働関係について、企業間・労使間の非市場的な長期的協力関係を特徴とし、ドイツや北欧諸国などが属するとされ、日本もどちらかという後者寄りとされている。それぞれの類型においては、様々な制度が補完性を持って構築されており、前者のアメリカ等では、株式市場中心の短期的視点で経営が行われ、より収益性の高い事業に転換が迅速に行われるため、労働市場も流動性が高く、技術開発もIT産業やバイオなど急進的なイノベーションに比較優位を持つ。他方、後者の欧州諸国や日本では、銀行と企業が長期的な協力関係を持ち、長期的な雇用関係の下で、労働者は産業・企業特殊な技能を身に付け、自動車や機械産業など漸進的なイノベーションを得意とする。

こうした2分法については、どちらにも該当しない国や、同じグループの中でも相違が大きい国もあるなど、単純化できない問題もあり、それに代わる類型化を行う研究も様々なものがある（詳しくは山田（2008）を参照）。なかでも、比較資本主義分析に熱心なレギュレーション学派を代表するアマールによる5つの資本主義の分類は広く支持されている（Amable（2003））。アマールの分析の枠組みは、単に金融・労働市場という2つの制度だけでなく、製品市場、社会保障、教育も含めた5つの制度分野を対象とした上で、とりわけ各国間の産業競争力の比較の観点から、イノベーション能力に焦点を当て、狭義のイノベーション・システムである科学・技術・技能に加え、それを取り巻く労働・金融・教育といった諸制度も含めた社会的イノベーション・生産システム（SSIP）を核心に置いて、各国の資本主義を類型化するものである。こうした枠組みの下で、アマールは、先進国の資本主義を5つに分けて、アメリカ等の「市場ベース型」、ドイツ・フランス等の「大陸欧州型」、北欧諸国が属する「社会民主主義型」、イタリア等の「地中海型」、そして日本・韓国が属する「アジア型」に類型化している。このうち、「アジア型」は、製品市場や労働市場を大企業が政府と協調しつつ統御する「企業主導型」の経済を特徴とし、市場の自由度や労働市場の硬直性は中程度、社会保障は低水準とされている。

ここで、こうした比較資本主義分析において、あらためて日本がどのように分類・特徴づけられてきたかを整理してみよう。ホール＝ソスキスの2分法においては、日本はドイツなど欧州諸国と同じく非市場型の調整を特徴とする「コーディネートされた市場経済 (CMEs)」に分類されているが、同じCMEsの中でも、ドイツ等の欧州諸国は産業単位のコーディネーションが中心であるのに対し、日本の場合は「系列」など企業集団別のコーディネーションという特徴を持つとされている。また、アマールの5分類においては、日本は企業主導型とされ、銀行と企業の長期的な資本関係を基盤に、短期的な資本の制約を気にせず長期的な戦略や雇用保護が可能であり、労働者は企業特殊の技能を備え、社会保障は職業と密接に結びついたものとなっているとしている。このように、日本の資本主義は企業主導型で各種の調整が行われている点が特徴とされている。

他方、日本の研究者による日本的資本主義の分析について整理すると、山田（2008）では、「企業主義」という言葉でその特徴が表されている。日本における労使関係は、労働者による義務の無限定性の受容とその見返りとしての雇用保障を特徴とし、賃金制度については、企業への全人格的関与の対価としての生活保障である年功給と、将来の経営者昇進を目指した社内の能力競争を反映した職能給からなるとされ、企業は成長によってシェアを増やすことで昇給ポストを増やしてきたとしている。さらに、企業と銀行との関係については、銀行への優先的な収益機会の提供と引き換えに、企業の経営が保障されていたほか、企業集団への帰属によっても同様の経営保障が提供されていたとしている。

また、宇仁（2011）では、1990年代以降の日本の資本主義の調整様式について、企業単位のコーディネーションに頼って経済の諸課題に対処している一方で、社会単位のコーディネーションが弱体化していることが、日本経済の困難の根本原因であると指摘している。具体的には、日本では終身雇用の下で企業内訓練による技能形成制度が自動車などの国際競争力に貢献してきたが、バブル崩壊後には、企業や産業を超えた資本と労働の移動や、損失と痛みの社会全体での分配が求められたにもかかわらず、企業単位のコーディネーションでは対処できず、これらの課題が先送りされ、長期的停滞につながったとしている。また、社会保障制度についても、社会全体でのコーディネーションが不足しているため、改革が先送りされ、人口高齢化の下で、企業の社会保障負担や年功制の下での賃金負担が増加し、企業は雇用の非正規化、成果主義による賃金抑制を進めたことが、格差拡大にもつながったと指摘している。

また、VOCアプローチに基づき、日本の社会保障制度と資本主義のあり方について分析したものにEstevez-Abe（2008）がある。これによると、①日本の社会保障関連支出の規模は欧州諸国など他のコーディネートされた市場経済（CMEs）と比べて小さいが、日本の大企業による終身雇用、多額の退職金、手厚い企業年金、社宅を含む福利厚生を提供などが社会保障と同等の役割を果たしてきたこと、②企業の財形貯蓄や企業年金の資金が信託銀行や生保など金融機関を通じて運用される見返りに、金融機関は当該企業の株式持ち合いや貸付に応じる形で「忍耐強い資本」の役割を果たしたこと、③政府は優遇税制により企業の従業員の貯蓄を奨励するとともに、財政投融资制度を通じて郵貯や厚生年金保険料などの資金をインフラ整備等に回すことで「社会的資本」を提供したこと、などが指摘されている。株式持ち合いや財政投融资制度などは1990年代以降大きく変化したものの、これらの指摘は、企業が社会保障面も含めて社会的な「調整」に大きな役割を果たしてきたことを明らかにしており、日本経済の「企業主導型」の特徴がよく示されている。

## 2. 資本主義の類型についての計量分析

各国のデータを用い、比較資本主義の枠組みに沿って各国を資本主義の類型に分類する実証研究もこれまで多くなされている。前出のアマーブルの研究（Amable（2003））では、製品市場、賃金

労働関係、金融、社会保障、教育の5つの分野ごとに、各種指標を用いて主成分分析及びクラスター分析を行い、それぞれの分野ごとに資本主義の各類型の特徴を分析している。また、ホール＝ギンガリッチの研究（Hall and Gingerich（2009））では、VOCアプローチのコアとなる企業と金融の関係（企業ガバナンス）と、企業と労働関係の2つの側面について、各種指標を用いて因子分析を行い、両分野を統合的にみることによって各国の特徴を分析している。近年では、イ＝シンの研究（Lee and Shin（2018））が、一人当たりGDP成長率、就業率、所得上位10%層のシェアの3つの変数を用いたクラスター分析を行い、OECDの17カ国について3つの資本主義の類型（市場経済、協調経済、混合経済）を抽出している。

本稿では、こうした比較資本主義分析の枠組みに基づき、近年のデータを用いて、OECD諸国に関する資本主義の類型を検証することにより、現時点における日本の資本主義の立ち位置を確認する。具体的には、OECD加盟国のうち分析に必要なデータが揃う35カ国について、ホール＝ソスキスが想定した資本主義の類型のコアになる企業と金融の関係を示す指標群と、企業と労働の関係を示す指標群を用いて、因子分析によって各国の特徴を確認するとともに、各国の因子スコアを用いてクラスター分析を行うことによって、OECD35カ国をグループ分けする。

## (1) データ

分析に用いるデータは、アマールの研究及びホール＝ギンガリッチの研究等を参考にし、10指標を選択した。具体的には、企業と金融の関係を示す指標については、株主による企業経営への関与の強さを表すものとして、①株式時価総額（対GDP比）、②株主集中度（上位3株主が50%以上の株を保有している企業の割合）、③株主権利の強さ（株主総会の招集・議題提案に必要な株数及び開催の周知期間から試算）、④保有株式に占める機関投資家比率の4つと、経済における銀行の役割の大きさを示すものとして、⑤銀行貸出規模（対GDP比）の合計5つを選択した。企業と労働の関係を示す指標としては、産業内あるいは社会全体における労使協調を示すものとして、①賃金交渉の協調度及び②集権度（OECD Employment Outlook 2017, Dashboard of Collective Bargainingの指数）、③組合組織率の3つ、雇用の流動性を表すものとして、④離職率（雇用1年以内の離職率）、⑤雇用保護の強さ（OECD Employment Protection 指数の常用雇用及び臨時雇用の合計）の2つで、合計5つを選択した。これらのデータの時点は、指標により違いはあるものの、おおむね2015年から2020年までのうちで最近時点のものを用いた。また、株式時価総額、株主集中度、機関投資家比率、銀行貸出比率、離職率、組合組織率は、Zスコアを用いて標準化した値を推計に用いた。

付表1及び付表2は、標準化する前のデータを示したもののだが、OECD諸国の中における日本の位置づけを各分野で簡単に整理してみよう。企業と金融の関係については、日本は、相対的に株式市場の規模が大きく、株主は分散的、株主権利はやや強い方に属しており、機関投資家比率は中程度、銀行信用の規模はやや大きい方となっている。企業と労働の関係については、日本は、賃金

交渉は企業レベルだが、春闘を通じて全国的に賃金決定が協調的に行われ、1年未満での離職率は低く、雇用保護の程度はやや低い方であり、組合組織率も低い方である。

## (2) 因子分析

因子分析とは、観測される複数の変数から、その背後にある説明力を持つ共通要因を抽出するものであり、ここでは、上記の10指標の背後にある資本主義の調整様式を抽出することを目的としている。そこで、上記の10指標のうち、一部の指標について標準化を施した上で、因子分解を行うと、上位2つの因子によって指標全体の83%が説明されるため、因子数を2つとし、この2つの軸を直行回転し、各指標に対する2つの因子の影響の大きさ（因子負荷量）を計算した。図表1によると、第1因子については、「市場調整力」とも呼べるもので、株式市場規模の大きさ、機関投資家比率の高さ、株主権利の強さといった金融関係の特徴と、労働市場における雇用の流動性の高さ、賃金交渉の協調性の低さなどの特徴を持つ。もう一つの因子は、「協調力」とも呼べるもので、第一の因子と正反対に、金融関係における株主の役割が限定的で、労働市場は賃金交渉の幅広い協調性、雇用保護の強さ、雇用の流動性の低さなどによって特徴づけられている。

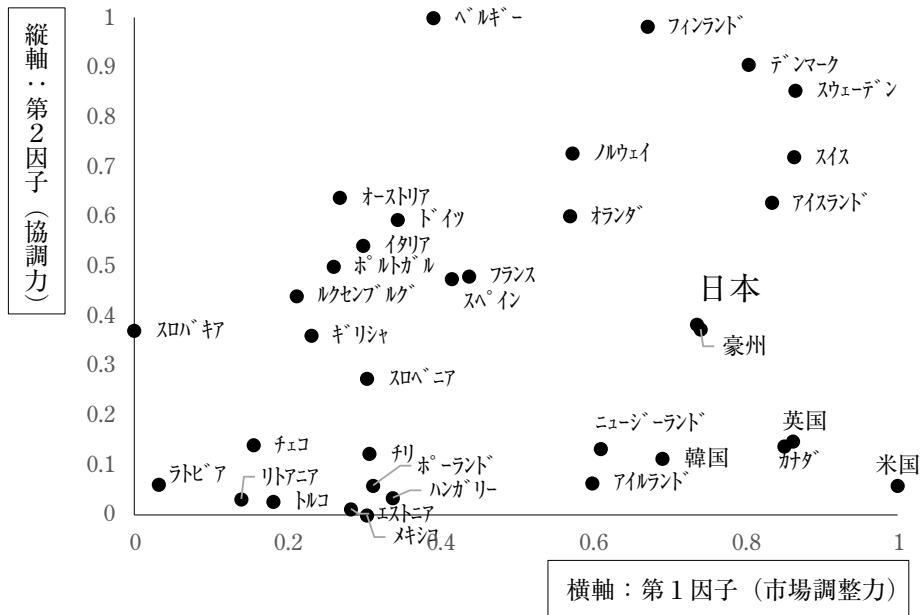
図表1 各指標の第1因子・第2因子への影響度

	第1因子 (市場調整力)	第2因子 (協調力)
企業と金融の関係		
株式時価総額	0.8281	-0.0856
株主集中度	-0.854	0.2273
株主権利の強さ	0.5045	-0.1792
機関投資家比率	0.7114	-0.1926
銀行貸出規模	0.6714	0.1081
企業と労働の関係		
賃金交渉の協調度	0.2851	0.8232
賃金交渉の集権度	0.4752	0.6025
雇用の流動性	0.2256	-0.3678
雇用保護の強さ	-0.5525	0.4901
組合組織率	0.5439	0.4645

図表2は、OECD35カ国について、2つの因子得点（各共通因子の影響の強さ）をそれぞれ計算した上で、横軸に市場調整力を示す第一因子、縦軸に協調力を示す第2因子をとってプロットしたものである。これをみると、対角線の右下にアメリカをはじめとするアングロ・サクソン系の国の

集団がみられ、対角線上の原点から離れたところには北欧諸国の集団、対角線の左上には大陸欧州諸国の集団がみられ、原点付近には欧州の市場移行国や南米の集団がみられる。日本は、対角線の右下にあり、アングロ・サクソンと北欧の中間地点にある。

第2図 OECD 諸国の市場調整力と協調力



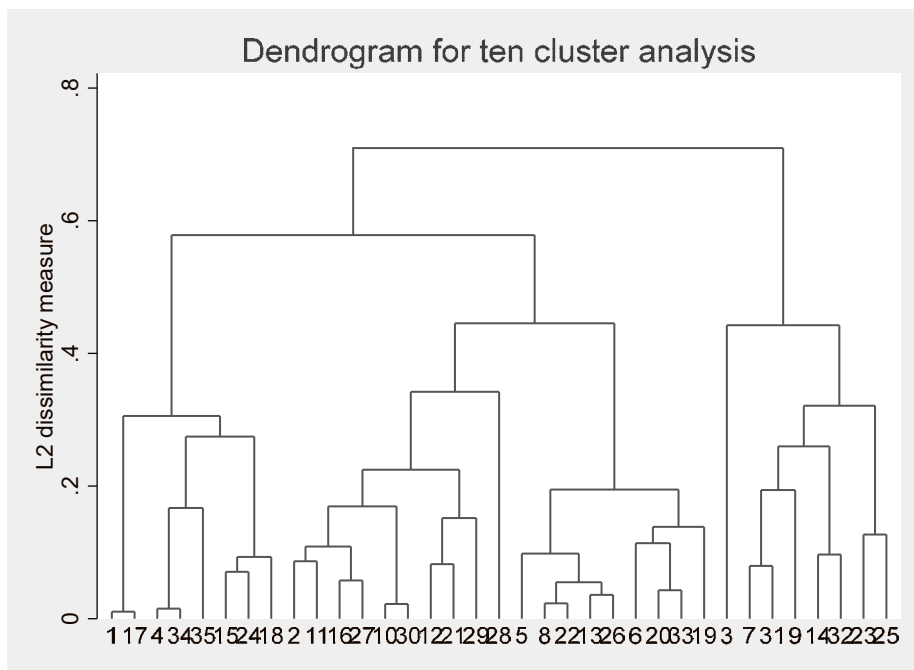
(3) クラスタ分析

次に、各国の因子得点を用いて、似た者同士を統計的にグループ化する手法であるクラスタ分析を行った。具体的には、凝集型 (agglomerative) の階層的手法 (hierarchical method) を用い、群平均 (group average method) により各対象間の距離が近いクラスタを逐次併合し、全ての対象が一つのクラスタに併合するまで繰り返すことで階層構造を構築した。図表3は、各クラスタの階層構造を表すデンドログラムであり、OECD35カ国が大きく4つのグループに分けられることが示されている。

図表4は、上記のクラスタ分析によって示唆された結果を、4つの資本主義の類型に分けて整理したものである。第1の類型は、アメリカなどアングロ・サクソンの国が属する市場調整力の高いグループで、日本と韓国もここに分類される。第2の類型は、ドイツやフランスなど大陸欧州諸国が属する協調力が高いグループである。第3の類型は、欧州の市場移行国や南米諸国であり、市場調整力・協調力ともに弱い、未成熟な資本主義国グループと呼ぶことができる。そして、第4の類型は、北欧諸国やスイスが属し、市場調整力・協調力ともに高いグループである。日本については、賃金交渉の幅広い協調性や雇用の流動性の低さなど欧州タイプに近い性格も持つものの、金融



図表3 OECD35 かの金融・労働関係の因子得点によるデンドログラム



(国別の識別番号)

1 AUS	2 AUT	5 CHL	3 BEL
17 JPN	11 DEU	8 EST	7 DNK
4 CAN	16 ITA	22 MEX	31 SWE
34 GBR	27 PRT	13 HUN	9 FIN
35 USA	10 FRA	26 POL	14 ISL
15 IRL	30 ESP	6 CZE	32 CHE
24 NZL	12 GRC	20 LTU	23 NLD
18 KOR	21 LUX	33 TUR	25 NOR
	29 SVN	19 LVA	
	28 SVK		

関係における株式市場の大きさや株主の権利の強さ、組合組織率の低さや非正規を含んだ雇用保護の相対的な低さなどもあり、アングロ・サクソン系と同じグループとなっている。こうした日本の資本主義の位置づけについては、分析対象とする指標や分析手法によって変わり得るため注意が必要だが、少なくとも言えることは、日本においても「新自由主義的」な方向の構造変化が過去20年間に生じ、特に金融市場やコーポレート・ガバナンスなど企業を取り巻く関係性はグローバル化が進み、アングロ・サクソン型に近付いたと考えられる。なお、韓国はアジア通貨危機後の改革を経て、日本と比べても、よりアングロ・サクソン化している。

図表4 資本主義の類型別のクラスター

クラスター名	市場調整型	大陸欧州型	市場移行型	北欧型
構成国	豪州 日本 カナダ 英国 米国 アイルランド ニュージーランド 韓国	オーストリア ドイツ イタリア ポルトガル フランス スペイン ギリシャ ルクセンブルグ スロベニア スロバキア	エストニア ラトビア ハンガリー ポーランド チェコ リトアニア チリ メキシコ トルコ	デンマーク スウェーデン フィンランド ノルウェイ オランダ アイスランド スイス

### 3. 資本主義の類型と経済成長・分配・イノベーションとの関係

資本主義の類型によって、製品市場の競争度、社会保護の強さ、イノベーション・システム等の特徴が異なり、その結果、経済成長や所得格差といった経済パフォーマンスやイノベーションの比較優位などに違いが生じることが知られている。そこで、OECD35 か国の金融・労働関係指標から先ほど計算した「市場調整力」と「協調力」に関する各国の因子得点を用い、一人当たり GDP 成長率、OECD による製品市場の規制指標（PMR）、所得格差（ジニ係数）、社会的支出の GDP 比、人口当たり特許件数との相関を計算した。

#### (1) 経済成長と資本主義の類型の関係

まず、経済成長と資本主義の類型の相関については、従来の比較資本主義分析の研究では、特にどの資本主義の類型の経済成長率が高いといった一定の関係はないと考えられているものの、各種制度が同じ方向で揃っている方が、その制度補完性によって経済成長が高くなる傾向がみられるとしている。例えば、自由な市場経済国（LMEs）なら徹底して各種制度が市場調整型となっている方が、中途半端な場合よりも経済成長が高くなる。これは、株主の短期的な利益追求圧力が強く、製品市場も自由度が高ければ、労働市場も流動的な方が、より収益性の高い産業に資源が移りやすくなるという「制度的補完性」が生じ、結果として経済成長が高まるためである。逆に、協調的市場経済（CMEs）なら、より多くの制度が協調的な性格を持つ方が、経済成長が高くなると考えられる。実際に、ホール＝ギンガリッチの研究（Hall and Gingerich（2009））では、一人当たり経済成長率は、市場型と協調型の両極端の国では高く、中間の国では低いという凹型の関係がみられることが示されている。そこで、2000 年からコロナ前の 2019 年までのパネルデータを用い、OECD35 カ国の一人当たり経済成長率（ $Y_{it}$ ）を従属変数とし、2000 年時点の各国の一人当たり GDP 水準（ $\ln GDP_t$ ）、世界経済成長率（ $\ln WGR_t$ ）、消費者物価上昇率（ $\pi_{it}$ ）、名目実効為替レート

(EX<sub>it</sub>)、第1因子（市場調整力）の得点（C<sup>M</sup><sub>i</sub>）、第2因子（協調力）の得点（C<sup>C</sup><sub>i</sub>）、第1因子と第2因子の交差項（C<sup>M</sup><sub>i</sub>・C<sup>C</sup><sub>i</sub>）を説明変数として、以下の推計式をプールモデル及びランダム効果モデルによって推計した。

$$Y_{it} = \beta_0 + \beta_1 \ln GDP_{it} + \beta_2 \ln WGR_{it} + \beta_3 \pi_{it} + \beta_4 EX_{it} + \beta_5 C_i^M + \beta_6 C_i^C + \beta_7 C_i^M * C_i^C + \varepsilon_{it}$$

図表5の推計結果によると、いずれの係数も予想と同じ符号条件を満たすとともに、初期時点の一人当たりGDP水準、世界経済成長率が全ての推計で統計的に有意となっており、消費者物価上昇率、名目実効為替レートも一部の推計では有意となっている。資本主義の類型を示す因子得点については、交差項を含まない推計では、第1因子（市場調整力）は統計的に有意でなく、第2因子（協調力）は一部の推計ではマイナスで有意となっており、経済成長とマイナスの相関を持つ可能性が示唆された。「協調力」の得点の高い国で経済成長がやや低い傾向がみられるということについては、一つの仮説として、過去20～30年間に世界的に進められてきた「新自由主義」的な構造

図表5 一人当たり経済成長率と市場調整力・協調力との関係

従属変数：一人当たりGDP成長率（2000年から2019年）

推計方法	プールモデル推計		ランダム効果モデル推計	
	係数 (t値)	係数 (t値)	係数 (Z値)	係数 (Z値)
ln(2000年時点一人当たりGDP額(ドル))	-1.794419** (-5.99)	-1.10957** (-2.94)	-1.835379** (-3.84)	-1.138955* (-1.94)
世界経済成長率	1.209514** (18.39)	1.300644** (18.50)	1.301184** (19.19)	1.301665** (19.20)
消費者物価上昇率	-0.0266407 (-0.91)	-0.031782 (-1.09)	-0.0537569* (-1.78)	-0.0549552* (-1.82)
名目実効為替レート	-0.0087462 (-1.63)	-0.0092216* (-1.73)	-0.0046509 (-0.85)	-0.0050959 (-0.93)
第1因子(市場調整力)	0.1429747 (0.32)	-1.97198** (-2.33)	0.1183556 (0.16)	-2.007369 (-1.53)
第2因子(協調力)	-0.9638676** (-2.45)	-4.079372** (-3.62)	-0.9702301 (-1.53)	-4.100259** (-2.35)
第1因子・第2因子交差項		4.705792** (2.95)		4.733492* (1.91)
定数項	16.24153** (5.77)	10.71226** (3.18)	16.31355** (3.66)	10.66277** (2.05)
R2 (within)	0.40	0.40	0.39 (0.36)	0.40 (0.36)

備考：\*\*は5%、\*は10%で有意であることを示す。

変化が、協調的な国では既存の制度とのコンフリクトを引き起こすことで、経済成長を抑制した可能性も考えられる。

次に、また、第1因子と第2因子の制度的補完性を勘案するために、第1因子と第2因子の交差項を含めて推計した結果をみると、交差項の係数はいずれもプラスで有意となった。した。ホール＝ギンガリッチの研究では、市場調整力と協調力は、どちらも強い場合には補完性が働かず、経済成長は低くなる傾向があるとされているが、ここでの推計結果は、市場調整力及び協調力がともに強い国では、むしろ経済成長率が高い傾向が示された。国別にみると、スウェーデン、スイスなどでは、他の先進国と比べてこの間の経済成長率が高くなっており、こうしたことが推計結果に反映されたものと考えられる。こうした推計結果については、推計期間や対象国の取り方の違い等によって変わり得るため、一概に結論を導くことはできないが、北欧諸国では、一般に、株式市場が発達し、企業間競争が激しく、労働移動も頻繁に行われる一方で、高い組合組織率など協調的な側面の強さも持ち合わせており、市場調整力と協調力に一定の補完関係が構築されている面があることには注目する必要があるだろう。

## (2) 製品市場規制、所得分配、イノベーションと資本主義の類型の関係

「市場調整力」と「協調力」に関する各国の因子得点と、OECDの製品市場規制指標（PMR）、所得格差（ジニ係数）、社会的支出のGDP比、人口当たり特許件数との相関を単純な一時点における回帰分析により推計した。図表6によれば、「市場調整力」が高い国では、人口当たり特許件数も高いという傾向がみられるが、これは、競争が激しい市場では、企業が他社に対して優位に立つためにイノベーションを活発に行うというミクロの理論と整合的な結果になっている。「協調力」が高い国では、社会的支出は大きく、所得格差は小さいという傾向がみられた。このうち、後者については、社会支出の大きさは、これらの国の雇用保護の強さや社会連携の強さと相まって、所得

図表6 市場調整力・協調力と各種指標との相関関係

	第1因子 (市場調整力)	第2因子 (協調力)
製品市場規制指標 (PMR)	-0.102111 (-0.57)	-0.1689896 (-1.05)
所得格差 (ジニ係数)	0.0332499 (1.11)	-0.0941036** (-3.54)
社会的支出の GDP 比	-2.272642 (-0.84)	13.30374 ** (5.51)
人口当たり特許件数	113.304** (2.17)	29.33996 (0.63)

(備考) 2019年近傍時点のデータを用いた回帰分析による。データの出所は OECD Stat。

\*\*は5%、\*は10%で有意であることを示す。

格差縮小に寄与しているものと考えられる。なお、製品市場規制指標については、いずれも統計的に有意にはならなかったが、これは、過去20～30年間において、どの国でも規制緩和が一定程度進められ、差異が小さくなっていることを反映しているものと考えられる。

#### 4. 分析結果のまとめと日本の経済社会の制度設計への含意

以上の分析結果については、指標の選択の仕方や分析の対象期間、比較対象国の取り方などによって結果が異なる可能性があることには注意する必要があるが、今回の分析を踏まえ、日本の資本主義の現在地点を確認すると、以下のように整理できる。

ホール＝ソスキス(2001)など過去の研究事例では、日本は、雇用保護の強さや賃金決定の協調性などの観点から、「自由な市場経済(LMEs)」というよりも、大陸欧州諸国のような「コーディネートされた市場経済(CMEs)」に近いと分類されてきたが、最近時点のデータに基づく今回の分析結果からは、むしろアングロ・サクソン系の国と同様の「市場調整型」のグループに分類される。これは、日本においても「新自由主義的」な方向の構造変化が過去20～30年間に生じ、特に株式市場を中心とした金融市場やコーポレート・ガバナンスなど企業を取り巻く関係性はグローバル化が進んだことや、非正規雇用の増加もあって、雇用保護の強さが低下したことなどが反映されたものと考えられる。

こうした市場調整型への変化が日本経済の実体面に与える影響については、経済成長率については中立的であったと考えられるが、仮に日本が「協調型」に固執していた場合にはマイナスであった可能性も考えられる。イノベーションの能力については、市場調整型による競争原理が働くことでプラスの方向に作用した可能性がある。他方で、所得分配に関しては、格差を拡大させる方向に作用した可能性があり、社会保障支出の規模については、高齢化の進展の割には抑制的である可能性がある。

以上のような日本の資本主義の変貌を裏付ける制度的な変化については、1990年代以降、実際に多くの改革が行われてきた。その全てを網羅はできないが、主な改革だけでも図表7のようなものがある。こうした企業組織・企業統治などに関する制度改革は、①1990年代のバブル崩壊後に、企業及び金融機関ともに、過剰投資・過剰債務、不良債権を抱え、リストラや企業統合・再編が求められたことや、②株式持合いが解消に向い、外国人株主等の存在感の高まる中で、財務の透明性や企業統治の見直しが求められたことなどに対応したものである。また、雇用関係についても、正規社員の採用抑制が行われる中で、事業の繁閑に対応した非正規労働者の活用が求められたことなどを反映し、労働者派遣法の導入・改正が行われた。そもそも1980年代末から1990年代初にかけてのバブル経済の発生・崩壊自体、世界的にグローバル化・金融自由化が進む中で、企業の銀行離れが生じ、不動産等のリスクの高い融資が増加したことが一つの背景となっており、その後の企業関連の一連の改革も含めて、「新自由主義的」な流れが、日本の資本主義のあり方を変化させたと

図表7 1990年代以降の企業・雇用関連の主な制度改正等

企業組織等	1997年 独占禁止法改正：純粹持株会社解禁、合併基準の明確化 1999年 商法改正：株式移転・交換制度の導入 2001年 商法改正：会社分割制度の導入 2002年 商法改正：委員会等設置会社制度の選択的導入 2005年 会社法制定：有限会社の廃止等
企業関連税制	2001年 企業組織再編税制：移転資産の譲渡損益繰り延べ 2002年 連結納税制度の導入
企業会計	1999年度 企業の財務諸表の開示が単体ベースから連結ベースに移行 2000年度 金融商品の時価会計導入、退職給付会計の導入（固定資産の時価評価） 2001年度 持合株式等の時価評価 2005年度 減損会計導入（土地、建物、設備の時価評価）
企業統治	2001年 商法改正：監査役機能の強化 2002年 商法改正：委員会等設置会社制度の選択的導入 2005年 会社法制定：株主総会・取締役の必置と取締役会、監査役等の任意設置 2014年 スチュワードシップ・コード策定 2015年 コーポレートガバナンス・コード策定
企業年金	2001年 企業年金制度改革：厚生年金基金の代行部分返上と新設された確定給付企業年金への移行、適格退職年金の2012年3月までの廃止、確定拠出年金の新設
雇用関連	1999年 労働者派遣の適用対象業務の原則自由化（禁止業務のネガティブリスト化） 2004年 製造業への労働者派遣の解禁 2012年 日雇派遣の禁止、無期雇用への転換推進措置の努力義務化等 2015年 全ての業務で派遣期間上限原則3年間 2018年 働き方改革・同一労働同一賃金導入（正規・非正規の不合理な待遇差解消）

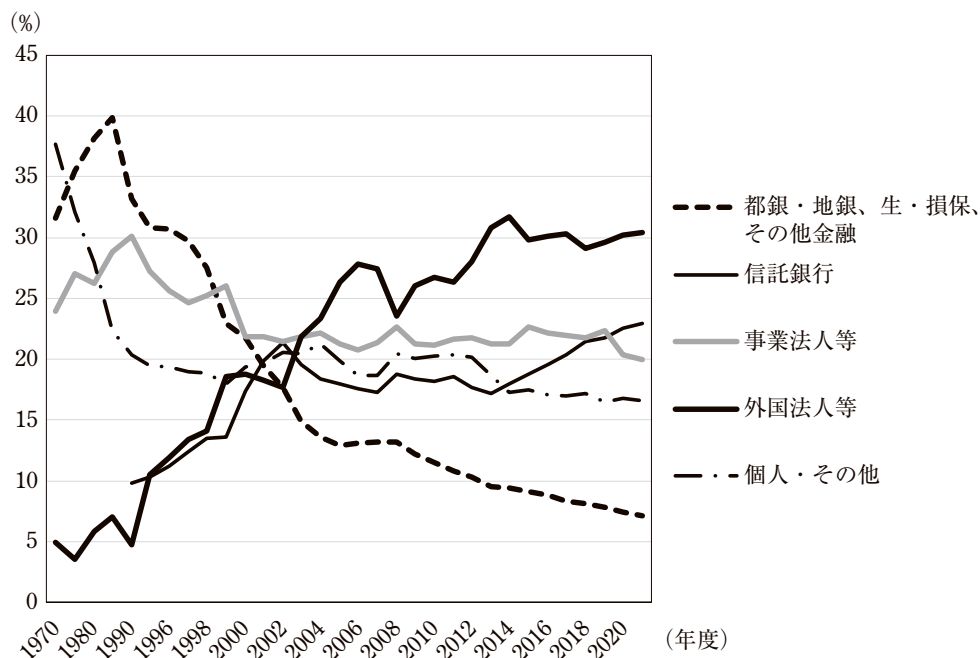
備考：橋本寿朗ほか『現在日本経済第4版』、内閣府『平成18年度経済財政白書』等より作成

も考えることができる。

こうした制度的な変化に対応して、企業の株主関係も大きく変化した。図表8をみると、日本における部門別の株式保有の状況については、1970年代から1990年代初までは、都銀・地銀及び生保・損保など金融機関の割合が3割強から4割程度、事業法人の割合が3割程度をそれぞれ占めており、株式持合いを通じた安定株主が半分以上を占めていた。その後の株式持合いの解消を反映して、2021年時点では、都銀・地銀及び生保・損保など金融機関の割合が7%程度、事業法人の割合が2割程度まで低下した一方、外国法人等の割合が3割強まで増加したほか、投資信託の拡大を反映して信託銀行の割合が2割強まで増加した。こうした企業にとってアウトサイダーである株主の割合が高まる中で、2010年代半ばには、コーポレートガバナンス・コードやスチュワードシップ・コードが導入されるなど、改めて企業統治や企業を監視する株主の行動が目立つようになっていく。社会保障面についても、バブル崩壊後には、企業年金運用の悪化もあり、厚生年金基金の代行返上や適格退職年金制度の廃止などが決定され、新たに創設された確定給付・確定拠出型への移行が行われた。こうしたことにより、厚生年金加入のうち3階立て部分の企業年金加入者の割合は、

1990年代の7割程度から2020年には4割程度へと低下し、かつ、確定拠出型は個人運用が基本となったこともあり、エステベス = アベがかつて指摘したような企業年金等の貯蓄性資金が生保や信託銀行を通じて「忍耐強い資本」の役割を果たすような状況ではなくなっている。また、医療保険についても、少子高齢化が進む中で、企業の運営する健康保険組合にも高齢者医療への拠出金の増額が求められ、保険財政の悪化から保険料率の引上げを与儀なくされ、健康保険組合を解散する企業もみられている。

図表8 部門別株式保有比率の推移



(出所) 東京証券取引所ほか「株式分布状況調査」

このように、「企業主導型」と呼ばれた日本の資本主義の調整様式は、90年代以降大きく変化したが、依然として「企業主導型」を前提とした制度も存在しており、そこに軋轢が生じている面がある。典型的には、大企業正社員の新卒一括採用、年功賃金、終身雇用を特徴とする「メンバーシップ型」雇用のあり方については、デジタル・トランスフォーメーションが進展する中で、人材の企業間移動を阻害し専門人材の確保を難しくするとともに、人口減少による人手不足にもかかわらず、女性や高齢者など多様な人材の活用を阻害する面もあることなどが指摘されている。こうしたことから、一部の企業では、ジョブ型雇用や限定正社員の活用といった制度見直しの動きも出始めている。他方で、雇用が大幅に流動化するような事態になれば、現行の雇用保険や転職希望者への教育訓練制度など、セーフティネット機能やリスクリング支援を強化する必要があるほか、企業

への助成を中心とした制度から、個人への助成を中心としたユニバーサルな制度への転換が求められよう。また、少子高齢化がさらに進めば、医療保険制度など企業に依存した社会保険のあり方についても、見直す必要が生じる可能性もある。より根本的には、日本の資本主義の調整様式が、「企業主導型」から乖離していく場合に、それを補完するのが、アングロ・サクソン型の「市場機能」なのか、北欧型の「社会民主主義的な協調」なのか、国民に対して具体的な選択肢を示して明示的に検討することも必要となろう。

【注】

- 1) エズラ・ヴォーゲルの『ジャパン・アズ・ナンバーワン』（1979）は、日本の成功の要因として、官民の密接な関係に加え、労働者の高いモラル、集団組織のまとまりに基づく円滑な利害調整、均質性の高い教育制度などが挙げている。

参考文献

- Albert, M. (1991), *Capitalisme contre Capitalisme*, Seuil, Paris、日本語版：小池はるひ訳『資本主義対資本主義』竹内書店新社、1996年
- Amable, B. (2003), *The Diversity of Modern Capitalism*, Oxford University Press、日本語版：山田鋭夫ほか訳『5つの資本主義—グローバリズム時代における社会経済システムの多様性』藤原書店、2005年
- Estevez-Abe, M. (2008), *Welfare and Capitalism in Postwar Japan*, Cambridge University Press
- Hall, P.A. and D. G. Gingerich (2009), “Varieties of Capitalism and Institutional Complementarities in the Political Economy: An Empirical Analysis,” *British Journal of Political Science* 39.3 (2009):449-482
- Hall, P.A. and D. Soskice (2001), *Varieties of Capitalism*, Oxford University Press
- Lee, K. and H. Shin (2018), “Varieties of Capitalism and East Asia: Long-term Evolution, Structural Change, and the End of East Asian Capitalism,” *Structural Change and Economic Dynamics*, 56 (1), June 2018
- Vogel, E. F. (1979), *Japan as Number One: Lessons for America*, Cambridge: Harvard University Press、日本語版：広中和歌子、木本彰子訳『ジャパン・アズ・ナンバーワン』、TBSブリタニカ、1979年
- 宇仁宏幸・山田鋭夫・磯谷明德・植村博恭（2011年）『金融危機のレギュレーション理論：日本の課題』昭和堂
- 内閣府（2006年）『平成18年度経済財政白書』
- 橋本寿朗・長谷川信・宮島英昭・齊藤直（2019年）『現代日本経済第4版』有斐閣アルマ
- 山田鋭夫（2008）『さまざまな資本主義—比較資本主義分析』藤原書店



付表1 企業と金融の関係を示す指標

	Stock Market Size (% of GDP)	Ownership concentration	Share Holder Right (scoring based on the following 3 items)	Minimum shareholding (%) to request for convening shareholder meeting	Minimum shareholding (%) for placing items on the agenda	Minimum public notice period for shareholders meeting	Ownership by institutional investor (%)	Domestic credit by banks (% of GDP)
Australia	130.2	19	2.0	5.0	5.0	28.0	27	142.4
Austria	28.5	67	1.3	5.0	5.0	28 not all	23	92.5
Belgium	66.3	55	1.3	10.0	3.0	30 not all	35	73.5
Canada	127.6	21	2.3	5.0	1.0	21 to 60	46	124.1
Chile	70.4	79	1.3	10.0	10.0	20.0	12	88.7
Czech Republic	10.8	89	2.7	1.0	1.0	30.0	20	53.1
Denmark	173.4	41	2.3	5.0		3weeks	36	163.7
Estonia	10.7	60	1.7	5.0	5.0	3weeks	11	63.3
Finland	117.5	18	2.0	10.0		3weeks	31	99.8
France	108.9	60	1.7	5.0	5.0	15.0	27	119.5
Germany	62.5	59	1.3	5.0	5.0	30 not all	30	84.3
Greece	26.0	69	1.3	5.0	5.0	20 not all	16	82.1
Hungary	17.2	62	2.3	5.0	1.0	30.0	32	37.6
Iceland	54.9	11	2.3	5.0		14.0	66	100
Ireland	22.0	23	2.0	5.0	3.0	21.0	49	32.4
Italy	38.6	69	2.3	5.0	2.5	30.0	29	82
Japan	134.7	27	2.3	3.0	1.0	2weeks	30	118.6
Korea	132.0	36	2.3	1.5	0.5	2weeks	18	164.1
Latvia	2.4	100	1.3	5.0	5.0	30 not all	13	33.5
Lithuania	9.6	80	1.3	10.0	5.0	21.0	2	37.4
Luxembourg	22.6	86	1.3	10.0	5.0	16.0	24	104.9
Mexico	35.1	60	1.0	10.0	10.0	15 not all	20	28.6
Netherlands	122.2	35	2.0	10.0	3.0	42.0	40	101.3
New Zealand	62.7	35	2.3	5.0		10.0	20	144.8
Norway	89.7	40	2.3	5.0		21.0	30	140.4
Poland	29.3	68	1.7	5.0	5.0	21.0	35	49.8
Portugal	37.2	69	2.0	2.0	2.0	21 not all	22	100.9
Slovak Republic	3.0	100	1.3	5.0	5.0	30 not all	0	66.2
Slovenia	16.7	42	1.3	5.0	5.0	30 not all	8	43.3
Spain	53.8	50	1.7	5.0	3.0	30 not all	25	107.8
Sweden	192.2	22	1.7	10.0		4weeks not all	38	137.8
Switzerland	261.4	40	2.0	10.0		20.0	33	170.4
Turkey	31.8	82	1.3	5.0	5.0	21 not	9	70.9
United Kingdom	118.0	19	1.7	5.0	5.0	21.0	60	146
United States	211.3	15	2.0	10.0	2.5<	10to60	68	54.3
Reference Year	2020							2020 except for Canada (2008) and Switzerland (2016)
Notes		% of companies where 3 largest shareholders own 50%>	Higher score indicates stronger right					
Data Source	OECD Corporate governance Factbook 2021							World Bank Database

付表2 企業と労働の関係を表す指標

	Level of Wage Coordination	Degree of Wage Coordination	Job Tenure (% of less than 1 Year)	Employment Protection Average	(EP Regular Worker)	(EP Temporary Worker)	Trade union density in private sector (%)
Australia	2	1	20.0	1.32	1.70	0.94	20
Austria	2	3	15.7	1.64	1.80	1.47	30
Belgium	3	3	12.2	2.30	2.71	1.89	60
Canada	1	1	18.2	1.06	1.68	0.44	20
Chile	1	1	27.3	2.21	2.34	2.07	20
Czech Republic	1	1	11.1	2.52	3.03	2.01	20
Denmark	2	3	21.5	1.77	1.94	1.60	70
Estonia	1	1	16.8	2.21	1.93	2.49	5
Finland	3	3	19.6	2.04	2.48	1.61	60
France	2	2	15.1	2.63	2.68	2.58	10
Germany	2	3	13.8	2.00	2.33	1.67	20
Greece	2	1	10.0	2.44	2.54	2.33	20
Hungary	1	1	13.5	1.76	1.89	1.62	10
Iceland	2	1	19.9	1.82	2.20	1.44	90
Ireland	1	1	16.6	1.50	2.13	0.86	30
Italy	2	2	10.6	2.84	2.86	2.82	30
Japan	1	3	10.6	1.71	2.08	1.35	20
Korea	1	1	30.8	2.27	2.35	2.19	10
Latvia	1	1	15.4	2.20	2.71	1.70	10
Lithuania	1	1	18.0	1.98	2.24	1.72	10
Luxembourg	2	1	13.7	3.05	2.54	3.56	30
Mexico	1	1	21.3	2.23	2.46	2.00	10
Netherlands	2	3	17.4	2.18	2.88	1.48	20
New Zealand	1	1	23.8	1.55	2.09	1.02	20
Norway	2	3	14.0	2.42	2.37	2.47	40
Poland	1	1	11.6	2.09	2.39	1.80	10
Portugal	2	2	14.6	2.58	2.87	2.29	20
Slovak Republic	2	1	12.7	2.29	2.33	2.24	20
Slovenia	2	1	13.9	2.07	2.32	1.83	20
Spain	2	2	17.4	2.45	2.43	2.47	20
Sweden	2	3	20.9	2.05	2.54	1.55	70
Switzerland	2	3	17.3	1.39	1.61	1.16	20
Turkey	1	1	26.5	3.18	2.95	3.42	5
United Kingdom	1	1	16.7	1.16	1.90	0.41	20
United States	1	1	20.5	0.79	1.31	0.27	10
Reference Year	2015	2015	2017	2019			2015
Notes	1 company 2 sectoral 3 national	1 uncoordinated 2 Low coordination 3 High coordination					
Data Source	Dashboard of collective bargaining system 2015, OECD Employment Outlook 2017		OECD Stat and U.S. Department of Labor, Bureau of Labor Statistics	OECD Employment Protection Version4		Dashboard of collective bargaining system 2015, OECD Employment Outlook 2017	

## 〔経済学部経済社会研究所規約〕

施行 昭和 51 年 1 月 8 日

変更 昭和 57 年 6 月 2 日

第 1 条 この規約は、亜細亜大学経済学部に設置する「経済社会研究所」(Institute of Economic and Social Research, Faculty of Economics, Asia University) に関する事項を定めるものである。

第 2 条 本研究所は、経済学を中心とする総合的な理論研究を通じて、日本及び世界の経済・政治・社会・文化一般の実態に関する総合的調査・研究を行ない、日本及び世界の発展に資することを目的とする。

第 3 条 本研究所は、前条の目的を達成するために次の活動を行なう。

- (1) 総合的な理論研究
- (2) 日本及び世界の経済・政治・社会・文化一般の実態に関する調査・研究
- (3) 調査・研究の受託及び委託
- (4) セミナー・講演会・研究会等の開催
- (5) 図書及び情報・資料の収集整理
- (6) 研究者の派遣及び受け入れ
- (7) 調査・研究の成果並びに資料の刊行
- (8) 以上の他、本研究の目的達成上必要と認める諸活動

第 4 条 本研究所研究員は経済学部専任教員をもって構成する。

第 5 条 本研究所に所長を置く。

2. 所長は、本研究所を代表し、その業務を統轄する。
3. 所長は教授会が決定する。
4. 所長の任期は 2 年とする。但し重任を妨げない。

第 6 条 研究員は本研究所の目的に関連あるプロジェクトの調査・研究に従事するもの

とする。

2. 研究員の職務を助ける補助研究員を置くことができる。
3. 補助研究員の嘱任・解任は教授会の議を経て、所長が行なう。

第 7 条 本研究所の活動を行なうため必要と認めるときは、客員研究員若干名を置くことができる。

2. 客員研究員の嘱託・解任は、教授会の議を経て、所長が行なう。

第 8 条 本研究所に運営委員を設ける。

2. 運営委員会は、教授会により選出された運営委員をもってこれを構成し、第 3 条に掲げられた事項を審議決定する。
3. 運営委員会は、所長がこれを招集し、その議長となる。

第 9 条 この規約の運用に関する内規は必要に応じて別に定める。

## 〔亜細亜大学経済学会会則〕

(名 称)

第1条 本会は、亜細亜大学経済学会 (The Economic Society of Asia University) と称する。

(目 的)

第2条 本会は亜細亜大学における経済学の研究を促進することを目的とする。

(事務所)

第3条 本会の事務所は亜細亜大学経済学部内に置く。

第4条 本会は第2条の目的を達成するために次の事業を行なう。

1. 研究会・講演会等の開催
2. 会員の研究活動の助成
3. 機関誌その他の刊行
4. その他本会の目的達成に必要な事業

(会 員)

第5条 本会の会員は次のとおりとする。

1. 正会員は、経済学部専任教員とし、総会・研究会に出席し、研究成果を機関誌に発表する。
2. 学生会員は、経済学部学生および大学院経済学研究科院生として、機関誌の配布を受ける。
3. 賛助会員は、本会の趣旨に賛同し、正会員2名以上の推薦により、理事会の承認を受けた者とし、機関誌の配布を受ける。

(役 員)

第6条 本会には次の役員を置く。

会長 1名

理事および監事 若干名

役員は正会員中より選出し、その任期は2年とする。但し、重任を妨げない。

(運営委員会)

第7条 本会事業運営のため、若干名の運営委員を置く。

(総 会)

第8条 総会は毎年1回正会員を招集して開催される。会長は随時に総会を招集することができる。

(経 費)

第9条 本会の経費は正会員・賛助会員の会費・学生寄付金・寄付金・その他の収入により支弁する。

(会計および監査)

第10条 本会の会計年度は4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。監事は毎年本会の会計を監査する。

(会則改正)

第11条 本会会則の改正は正会員の過半数の賛同によってなされる。

付 則

本会則は昭和46年6月6日より施行する。

## 〔亜細亜大学『経済学紀要』投稿規定〕

本規定は平成26年12月1日より実施する。

### 1. 投稿資格

- (1) 亜細亜大学経済学会の会員
- (2) 亜細亜大学経済学部の特別任用教員
- (3) 共著論文の場合には、前項(1)(2)に定める者が著者の1人であること。

### 2. 紀要論文の掲載要件

投稿された論文は編集委員会において、掲載の可否を決定する。

### 3. 原稿枚数等

- (1) 日本語原稿の文字数は以下とする。  
論文：12,000～30,000字程度（図表等も含む。以下同じ）  
研究ノート・書評：20,000字以内。
- (2) 英文原稿の分量は、日本語に準ずるものとする。
- (3) 原稿には英語による題名を付記する。
- (4) 論文・研究ノートは、400ワード以内の英文要旨を付す。

### 4. 著作権、学術リポジトリ

- (1) 本紀要に掲載された論文等の著作権は、経済学会に帰属する。
- (2) 本紀要に掲載された論文等は、「亜細亜大学学術リポジトリ」へ登録し、公開するものとする。ただし執筆者からの辞退の申し出があった学術論文等については、これを行わない。

### 5. 規定の改正

本規定の改正は、経済学会の過半数の同意を得て行うものとする。

### 6. 実施

〔亜細亜大学経済学会会員〕（五十音順）

一山 稔之 茨木 秀行 猪原 龍介 白井 邦彦 大森 克徳 奥井 智之  
加藤 一彦 加藤 涼 神谷 久覚 小寺 剛 権丈 英子 申 寅容  
杉渕 忠基 須永 隆 高橋 知也 立尾 真士 谷合 弘行 土屋 亮  
長浜 尚史 布田 功治 水野明日香

経済学会会長 須永 隆  
理事 茨木 秀行 白井 邦彦 権丈 英子 高橋 知也  
監事 水野明日香

経済学紀要編集委員会

委員長 茨木 秀行  
委員 神谷 久覚 水野明日香

## 〔編集後記〕

今号は紀要が電子化されて以降、初の電子媒体のみの発行となります。紙媒体の時は現物を手に取り眺めることが容易でしたが、電子媒体の場合はそれができないので、人の目に留まるようにする工夫が必要かもしれません。とは言え、時代の趨勢や保管の便利さを考えると、今後、様々な分野で電子化は更に進んでいくでしょう。現在の電子書籍は、基本的には紙の時代の様式を踏襲していますが、今後の長い歴史の中で少しずつ電子媒体に適した様式に進化していくと思われます。その時に「編集後記」のコーナーが残っているかどうかは分かりません。来年度も多くの原稿を募集しています。奮ってご投稿下さい。

【執筆者紹介】

教 授 茨 木 秀 行 (経済政策)

経済学紀要 第47巻 第1/2号 2024年3月17日発行

---

編集者 亜細亜大学経済学会  
発行者 〒180-8629  
東京都武蔵野市境5-24-10  
電話 0422(54)3111(代)

製作 藤原印刷株式会社  
〒390-0865  
長野県松本市新橋7-21  
電話 0263(33)5092

---